



島根県報

平成24年3月31日（土）

号外第69号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県県税条例の一部を改正する条例

（税 務 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

- (1) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率を 3 パーセントとする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。（附則第14項関係）
- (2) 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、重課対象及び軽減対象の見直しを行った上、以下の措置を講ずることとした。（附則第19項関係）

ア 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を講ずることとした。

- (ア) ガソリン車又はLPG車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (イ) ディーゼル車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

イ 環境負荷の小さい自動車

平成24年度及び平成25年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

- (ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及びエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110（平成27年度基準エネルギー消費効率により算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138）を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率のおおむね100分の50を軽減すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（平成27年度基準エネルギー消費効率により算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値）以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（(ア)に該当する自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の25を軽減すること。
- (3) 引用する条項の整理
 - (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第38号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第24条第 2 項中「及び第 4 項」を削る。

附則第14項第 1 号中「平成24年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附則第19項第 1 号ア中「平成11年 3 月 31 日」を「平成13年 3 月 31 日」に改め、同号イ中「平成13年 3 月 31 日」を「平成15年 3 月 31 日」に改め、同項第 3 号中「第12条の 3 第 4 項」の次に「（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月 31 日」を「平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月 31 日」に、「平成21年度分」を「平成25年度分」に、「平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月 31 日」を「平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項第 4 号中「第12条の 3 第 5 項」の次に「（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月 31 日」を「平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第23項中「平成24年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第24条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得

税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第19項の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。